

【要望への回答】

4月21日に岩手県知事と保健福祉部長に提出した要望書について、5月22日付で回答がありました。

要望1：訪問看護事業所に対する不織布マスクの配布について

回答： 国の医療機関等向けマスクの配布対象施設に訪問看護事業所が追加されたことから、今後は優先的に配布される見込みです。貴会におかれましては、必要数が適切に提供されるようニーズの把握や配布について協力いただきますようお願い致します。

要望2：妊娠中の看護職員の休業に伴う代替職員の確保について

回答： 国から経済団体及び労働団体に対し、妊娠中の女性労働者が休みやすい環境の整備等に関する要請を行っており、医療機関についても、妊娠中の医師、看護師等が新型コロナウイルスに感染することを防止するために休暇を取得させること等の配慮や、妊娠中の医師、看護師等が休暇を取得する等の場合における医療法上の取り扱いについて先般通知があったところです。

県においても、本通知を周知し対応を促しているところであり、また、通知に基づき適切な運用が図れるよう、貴会と連携し、ナースセンターの活用による潜在看護職員の掘り起こしやマッチング支援等により、代替看護職員の確保の支援に努めていきます。

要望3：新型コロナウイルス感染症対応に係る看護職に対する危険手当の支給等について

回答：危険手当の支給

新型コロナウイルス感染症への感染リスクと向き合う医療従事者の処遇改善については、診療報酬において、重症のコロナウイルス感染症患者に対する一定の診療への評価を2倍に引き上げるとともに、感染症患者と直接向き合う医療従事者への危険手当の支給を念頭に、人員配置に応じて診療報酬を引き上げるなどの対応が図られているところであり、県として、医療機関に対し適切に対応するよう働きかけていきます。

宿泊費の補助

新型コロナウイルス感染症患者の対応をする医療従事者が、業務が深夜に及んだ場合や基礎疾患を有する家族と同居しているなど、帰宅が困難な場合に宿泊する施設の確保は重要と考えており、支援のあり方等について検討を進めていきます。